

砺波地域消防組合

# 広域消防運営計画



平成 2 2 年 1 0 月

砺波地域広域消防運営協議会

## 目 次

### 序 章

#### 第 1 章 現状と課題

- 1 構成市の概要
  - (1) 砺波市
  - (2) 小矢部市
  - (3) 南砺市
- 2 消防の現況
  - (1) 消防の歩み
  - (2) 総務関係
  - (3) 予防関係
  - (4) 警防関係
- 3 消防広域化の必要性
  - (1) 消防を取巻く環境の変化
  - (2) 消防広域化のメリット

#### 第 2 章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

- 1 組織
  - (1) 組合の組織
  - (2) 消防本部
  - (3) 消防署
  - (4) 人員配置及び採用計画
  - (5) 教育、訓練、研修
  - (6) 貸与物品
- 2 合併期日
- 3 職員の処遇等
  - (1) 身分
  - (2) 給与
  - (3) 消防吏員の階級

#### 4 経費及び財産

- (1) 経費
- (2) 財産

#### 5 庁舎・車両・資機材の整備等

- (1) 消防施設整備計画
- (2) 通信施設

### **第3章 構成市の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項**

- 1 消防団等との連携確保
- 2 構成市防災・国民保護担当部局との連携確保

### **第4章 砺波地域消防組合の将来像**

## 序 章

消防は、住民の生命、身体及び財産を守るという責務を全うするため、災害や事故の多様化及び大規模化、人口の減少・高齢化、都市構造の複雑化等の環境の変化に的確に対応する必要があります。

日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じ、今後も引き続き減少していくと予想され、特に過疎化や高齢化が進んだ地域では、地域コミュニティの崩壊や、消防の担い手不足、財政の悪化などの問題が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、住民の安心・安全をしっかりと守り抜くためには、消防の広域化を推進し、限られた人員や資機材を有効に活用することにより、効果的で充実した消防体制を構築していくことが最も有効な方法です。

総務省消防庁は、平成18年6月の消防組織法の改正を受け、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定し、広域化の取組みを支援するため消防広域化推進本部を設置しました。

富山県は、この基本指針を受けて平成20年3月に「富山県消防広域化推進計画」を策定し、県内の消防の現況と将来見通しを示し、消防広域化の必要性や広域化組合せ案を公表しました。

砺波地域の広域化組合せとして、小矢部市が高岡地区広域圏（高岡市・氷見市・小矢部市）内で広域化する案と砺波医療圏（砺波市・小矢部市・南砺市）内で広域化する案の2案が示されました。

この2案のうち、砺波市、小矢部市及び南砺市の3市において、医療圏が同じであること、また歴史的背景や日常生活圏、経済圏及び文化圏の関係の強さ等を総合的に検討した結果、砺波医療圏による消防広域化が最適と判断し、平成22年4月1日に3市による砺波地域広域消防運営協議会を設立し、消防広域化実現に向けて具体的な協議を開始しました。

この広域消防運営計画は、広域化後の砺波地域の消防における円滑な運営を確保するため、消防組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針及び富山県消防広域化推進計画を踏まえて、3市の総意に基づき策定されたものであり、新たに設立する砺波地域消防組合の基本的な計画として位置付けされるものです。

## 第1章 現状と課題

### 1 構成市の概要

#### (1) 砺波市

平成16年11月1日、旧砺波市と旧庄川町の合併により新砺波市が誕生し、『庄川と散居に広がる健康フラワー都市』を将来像に、砺波市民憲章をまちづくりの基本理念と定め、「住み続けたい」「住んでよかった」と実感できる新たな砺波市のまちづくりを進めています。

砺波市は県内有数の長流「庄川」が貫通する富山県西部の扇状地「砺波平野」に位置し、扇央部の肥沃な農地に『屋敷林』を有する農家が点在する典型的な散居村が広がり、市街地では土地区画整理事業の進捗により、都市形態を形成しています。

毎年、春に開催される「となみチューリップフェア」には約30万人もの観光客が訪れます。

また、庄川水記念公園には年間約15万人の観光客が訪れ、夏の「水まつり」や秋の「ゆずまつり」など様々なイベントがこの公園で開催されています。

#### (2) 小矢部市

小矢部市は、富山県の最西端に位置し、水源を五箇山の大門山に発し、富山湾に注ぐ「小矢部川」の清らかな流れとともに栄えてきました。「住んでみたいと思える魅力のあるまち、住み続けたいと思える安心感のあるまち、住んで良かったと思える充実感のあるまち」を将来像に掲げ、市民協働によるまちづくりを進めています。

市内には、城下町・寺のまちとして栄えた石動、古代ロマンにあふれる桜町、清流と緑の里・宮島、砺波山源平古戦場と日本三大不動の倶利伽羅不動寺のある倶利伽羅、大蟹伝説の里・蟹谷、加賀藩の藩倉のまちとして栄えた津沢、四季折々の美を彩る散居村など豊かな自然と歴史や文化にあふれています。

また、華やかな山車の石動曳山祭り、色鮮やかな行燈が五穀豊穡を願い練り歩く津沢夜高行燈祭り、勇壮な獅子舞が奉納される石動天神祭りなどの伝統的な祭りや、花菖蒲祭り、源平火牛祭り、ヘリコプター&防災フェスティバルなどの新たな市民参画による祭りなども行われています。

加えて、地上118mのクロスランドタワーやメルヘン建築物、稲葉山牧野内の民間大型風力発電施設などユニークな施設も数多くあります。

#### (3) 南砺市

平成16年11月1日、8つの町村（城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町）が合併し、南砺市が誕生しました。『さきがけて 緑の里から 世界へ』を合言葉に、魅力あるふるさとづくりを進めています。

屋敷林に囲まれた家々が点在する平野部は、独自の「散居村」の景観を今も残しています。

ユネスコの「世界遺産」に登録された「合掌造り集落・平、上平」、家並みが美しい「越中の小京都・城端」、版画家棟方志功の記念館「愛染苑・福光」、古い町並みから木槌の音が響く「信仰と木彫りの里・井波」には、年間を通じて、多くの人々が訪れます。

秋には、踊りの輪が広がる「むぎや祭」、「こきりこ祭り」が開催されるほか、愛好家の力作が揃う「南砺菊まつり」、冬には、世界遺産ライトアップや巨大雪像

と伝統の味「南砺そば祭り」、多彩なコース自慢のスキー場が点在するなど、雪を活かしたイベントやレジャーが楽しめます。

## 2 消防の現況

### (1) 消防の歩み

#### ① 砺波広域圏

複雑・多様化する消防需要に対応するため、平成10年4月1日から消防事務（消防団事務及び消防水利に関する事務を除く）を砺波広域圏事務組合において7市町村（砺波市、城端町、庄川町、井波町、井口村、福野町、福光町）による共同処理を開始しました。これにより、常備消防は、既存の3本部（砺波市消防本部、南砺消防組合消防本部及び福光町消防本部）を再編し、1本部5消防署1分遣所体制となりました。

平成11年4月1日には、常備消防が未設置であった五箇3村（平村、上平村、利賀村）を含めた砺波広域圏を構成する10市町村による共同処理を開始し、新たに消防施設として、平成11年4月1日に利賀村管内を管轄する利賀分遣所、平成11年10月1日に平村、上平村管内を管轄する上平出張所を開設しています。

なお、平成16年11月1日からは、市町村合併に伴い、構成市町村が2市（砺波市、南砺市）となり、平成18年3月31日に井口分遣所を廃止し1本部5消防署1出張所1分遣所体制となりました。

平成21年4月1日には災害時の出動体制や火災予防査察体制の強化を図るため、組織の再編を行い、1本部2消防署1分署3出張所1分遣所体制となりました。さらには、平成21年10月に砺波消防署庄東出張所を開設し、1本部2消防署1分署4出張所1分遣所体制になりました。

#### ② 小矢部市

小矢部市では、昭和37年市制施行に伴い、1消防本部1消防署1分遣所体制でスタートしました。

翌昭和38年、市役所新庁舎に消防本部を併設、昭和52年には津沢分遣所を新築しています。平成10年に分遣所を出張所に変更、平成12年には消防本部を新築移転し、1本部1消防署1出張所体制で現在に至っています。

## (2) 総務関係

## ①管轄区域（面積・人口・世帯数）

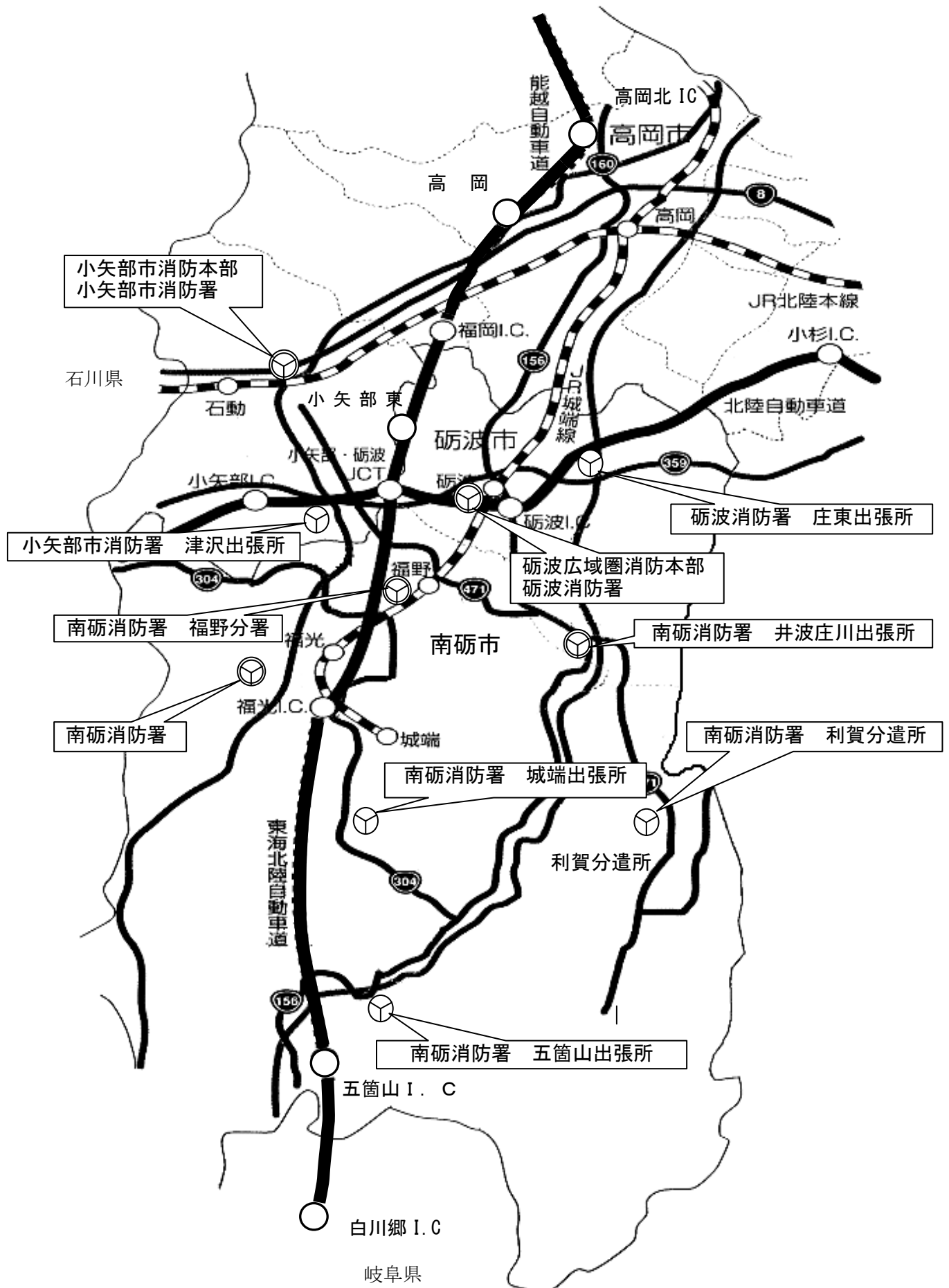
(H22.3月末現在)

| 消 防 本 部 名 | 市 名   | 面 積(k m <sup>2</sup> ) | 人 口     | 世 帯 数  |
|-----------|-------|------------------------|---------|--------|
| 砺波広域圏消防本部 | 砺 波 市 | 126.96                 | 49,313  | 15,226 |
|           | 南 砺 市 | 668.86                 | 56,097  | 17,394 |
| 小矢部市消防本部  | 小矢部市  | 134.11                 | 32,539  | 9,833  |
| 計         |       | 929.93                 | 137,949 | 42,453 |

## ②消防本部及び署所配置

| 消 防 本 部 ・ 署 所 名 | 位 置           |
|-----------------|---------------|
| 砺波広域圏消防本部       | 砺波市大辻501番地    |
| 砺波消防署           | 砺波市大辻501番地    |
| 庄東出張所           | 砺波市頼成614番3    |
| 南砺消防署           | 南砺市天神242番地    |
| 福野分署            | 南砺市苗島4868番地   |
| 城端出張所           | 南砺市城端2131番地   |
| 井波庄川出張所         | 南砺市山斐95番地     |
| 五箇山出張所          | 南砺市上平細島1129番地 |
| 利賀分遣所           | 南砺市利賀171番地    |
| 小矢部市消防本部        | 小矢部市泉町2番37号   |
| 小矢部市消防署         | 小矢部市泉町2番37号   |
| 津沢出張所           | 小矢部市岩武921番地   |

【両消防本部の消防本部、消防署、分署、出張所、分遣所位置図及び管内図】





## ③職員配置状況

(H22. 4. 1 現在)

| 所 属                | 消<br>防<br>正<br>監 | 消<br>防<br>監 | 消<br>防<br>司<br>令<br>長 | 消<br>防<br>司<br>令 | 消<br>防<br>司<br>令<br>補 | 消<br>防<br>士<br>長 | 消<br>防<br>士 | 行<br>政<br>職<br>員 | 計           |
|--------------------|------------------|-------------|-----------------------|------------------|-----------------------|------------------|-------------|------------------|-------------|
| 砺波広域圏消防本部          | 1                | 1           | 2                     | 7                | 8                     | 4                | 6           | 2                | 31          |
| 砺波消防署              |                  | 1           | 1                     | 2                | 13                    | 6                | 7           |                  | 30          |
| 庄東出張所              |                  |             |                       | 2                | 4                     | 2                | 2           |                  | 10          |
| 南砺消防署<br>(利賀分遣所含む) |                  | 1           | 1                     | 3                | 8                     | 10               | 5           |                  | 28          |
| 福野分署               |                  |             | 1                     | 2                | 5                     | 4                | 1           |                  | 13          |
| 城端出張所              |                  |             |                       | 3                | 3                     | 5                | 2           |                  | 13          |
| 井波庄川出張所            |                  |             |                       | 3                | 6                     | 2                | 2           |                  | 13          |
| 五箇山出張所             |                  |             |                       | 2                | 3                     | 4                | 1           |                  | 10          |
| 小矢部市消防本部           |                  |             | 1                     | 2<br>(6)         | (9)                   | 1<br>(1)         | 2           |                  | 6<br>(16)   |
| 小矢部市消防署            |                  |             |                       | 1<br>(6)         | (9)                   | 3<br>(1)         | 6           |                  | 10<br>(16)  |
| 津沢出張所              |                  |             |                       | 1                | 4                     | 1                |             |                  | 6           |
| 計                  | 1                | 3           | 6                     | 28<br>(6)        | 54<br>(9)             | 42<br>(1)        | 34          | 2                | 170<br>(16) |

※( )は小矢部市消防本部と小矢部市消防署の兼務職員数 (外数)

## ④職員年齢状況

(H22. 4. 1現在)

| 消防本部名     | 区 分           | 消防正監 | 消防監 | 消防司令長 | 消防司令 | 消防司令補 | 消防士長 | 消防士 | 行政職員 | 計   |
|-----------|---------------|------|-----|-------|------|-------|------|-----|------|-----|
| 砺波広域圏消防本部 | ～20 歳未満       |      |     |       |      |       |      | 3   |      | 3   |
|           | 20 歳以上～25 歳未満 |      |     |       |      |       |      | 19  |      | 19  |
|           | 25 歳以上～30 歳未満 |      |     |       |      |       | 7    | 3   |      | 10  |
|           | 30 歳以上～35 歳未満 |      |     |       |      | 6     | 28   | 1   |      | 35  |
|           | 35 歳以上～40 歳未満 |      |     |       |      | 17    | 1    |     |      | 18  |
|           | 40 歳以上～45 歳未満 |      |     |       |      | 10    | 1    |     | 1    | 12  |
|           | 45 歳以上～50 歳未満 |      |     |       | 1    | 11    |      |     |      | 12  |
|           | 50 歳以上～55 歳未満 |      |     |       | 15   | 3     |      |     | 1    | 19  |
|           | 55 歳以上～       | 1    | 3   | 5     | 8    | 3     |      |     |      | 20  |
|           | 計             | 1    | 3   | 5     | 24   | 50    | 37   | 26  | 2    | 148 |
| 小矢部市消防本部  | ～20 歳未満       |      |     |       |      |       |      | 1   |      | 1   |
|           | 20 歳以上～25 歳未満 |      |     |       |      |       |      | 4   |      | 4   |
|           | 25 歳以上～30 歳未満 |      |     |       |      |       | 2    | 3   |      | 5   |
|           | 30 歳以上～35 歳未満 |      |     |       |      | 3     | 4    |     |      | 7   |
|           | 35 歳以上～40 歳未満 |      |     |       |      | 6     |      |     |      | 6   |
|           | 40 歳以上～45 歳未満 |      |     |       |      | 1     |      |     |      | 1   |
|           | 45 歳以上～50 歳未満 |      |     |       |      | 2     |      |     |      | 2   |
|           | 50 歳以上～55 歳未満 |      |     |       | 5    | 1     |      |     |      | 6   |
|           | 55 歳以上～       |      |     | 1     | 5    |       |      |     |      | 6   |
|           | 計             |      |     | 1     | 10   | 13    | 6    | 8   |      | 38  |
| 合 計       |               | 1    | 3   | 6     | 34   | 63    | 43   | 34  | 2    | 186 |

## ⑤職員勤続年数状況

(H22. 4. 1 現在)

| 消防本部名     | 区 分           | 消防正監 | 消防監 | 消防司令長 | 消防司令 | 消防司令補 | 消防士長 | 消防士 | 行政職員 | 計   |
|-----------|---------------|------|-----|-------|------|-------|------|-----|------|-----|
| 砺波広域圏消防本部 | ～ 5 年未満       | 1    |     |       |      |       |      | 23  | 2    | 26  |
|           | 5 年以上～10 年未満  |      |     |       |      |       | 8    | 1   |      | 9   |
|           | 10 年以上～15 年未満 |      |     |       |      | 7     | 24   | 2   |      | 33  |
|           | 15 年以上～20 年未満 |      |     |       |      | 15    | 4    |     |      | 19  |
|           | 20 年以上～25 年未満 |      |     |       |      | 9     | 1    |     |      | 10  |
|           | 25 年以上～30 年未満 |      |     |       | 3    | 10    |      |     |      | 13  |
|           | 30 年以上～       |      | 3   | 5     | 21   | 9     |      |     |      | 38  |
|           | 計             | 1    | 3   | 5     | 24   | 50    | 37   | 26  | 2    | 148 |
| 小矢部市消防本部  | ～ 5 年未満       |      |     |       |      |       |      | 8   |      | 8   |
|           | 5 年以上～10 年未満  |      |     |       |      |       | 2    |     |      | 2   |
|           | 10 年以上～15 年未満 |      |     |       |      | 1     | 4    |     |      | 5   |
|           | 15 年以上～20 年未満 |      |     |       |      | 8     |      |     |      | 8   |
|           | 20 年以上～25 年未満 |      |     |       |      | 1     |      |     |      | 1   |
|           | 25 年以上～30 年未満 |      |     |       | 2    | 2     |      |     |      | 4   |
|           | 30 年以上～       |      |     | 1     | 8    | 1     |      |     |      | 10  |
|           | 計             |      |     | 1     | 10   | 13    | 6    | 8   |      | 38  |
| 合 計       |               | 1    | 3   | 6     | 34   | 63    | 43   | 34  | 2    | 186 |

## ⑥予算【常備消防費】

(単位：千円)

| 区 分       | 平成 20 年度  | 平成 21 年度  | 平成 22 年度  |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 砺波広域圏消防本部 | 1,321,289 | 1,338,719 | 1,349,997 |
| 小矢部市消防本部  | 303,298   | 302,962   | 300,928   |
| 計         | 1,624,587 | 1,641,681 | 1,650,925 |

※小矢部市消防本部には職員の退職手当負担金は含まない。

## (3) 予防関係

## ①防火対象物一覧表

(H22.4.1 現在)

| 用 途 別 |   |                      | 砺波広域圏 | 小矢部市 | 計     |
|-------|---|----------------------|-------|------|-------|
| 1     | イ | 劇場、映画館、観覧場等          | 10    | 1    | 11    |
|       | ロ | 公会堂又は集会場             | 28    | 25   | 53    |
| 2     | イ | キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等   | 5     |      | 5     |
|       | ロ | 遊技場、又はダンスホール         | 8     | 2    | 10    |
|       | ハ | 性風俗関連特殊営業を含む店舗       |       |      |       |
|       | ニ | カラオケボックス等            | 2     |      | 2     |
| 3     | イ | 待合、料理店等              | 8     | 8    | 16    |
|       | ニ | 飲食店                  | 103   | 25   | 128   |
| 4     |   | 百貨店、マーケット等           | 169   | 33   | 202   |
| 5     | イ | 旅館、ホテル、宿泊所           | 83    | 11   | 94    |
|       | ロ | 寄宿舎、下宿又は共同住宅         | 446   | 62   | 508   |
| 6     | イ | 病院、診療所等              | 71    | 22   | 93    |
|       | ロ | 老人短期入所施設・重度心身障害児施設等  | 25    | 12   | 37    |
|       | ハ | 老人デイサービスセンター・児童養護施設等 | 85    | 25   | 110   |
|       | ニ | 幼稚園、盲学校、養護学校等        | 15    | 1    | 16    |
| 7     |   | 小学校、中学校、高等学校等        | 106   | 25   | 131   |
| 8     |   | 図書館、博物館等             | 35    | 6    | 41    |
| 9     | イ | 蒸気浴場、熱気浴場等の公衆浴場      |       |      |       |
|       | ロ | イに掲げるもの以外の公衆浴場       | 9     | 2    | 11    |
| 10    |   | 車両の停車場等              | 4     | 1    | 5     |
| 11    |   | 神社、寺院、教会等            | 186   | 41   | 227   |
| 12    | イ | 工場又は作業場              | 1,175 | 303  | 1,478 |
|       | ロ | 映画スタジオ・テレビスタジオ       | 1     |      | 1     |
| 13    | イ | 自動車車庫又は駐車場           | 116   | 9    | 125   |
|       | ロ | 飛行機又は回転翼航空機の格納庫      | 1     |      | 1     |
| 14    |   | 倉庫                   | 641   | 113  | 754   |
| 15    |   | 前各項に該当しない事業所         | 953   | 162  | 1,115 |
| 16    | イ | 複合用途防火対象物            | 237   | 27   | 264   |
|       | ロ | イに掲げるもの以外の複合用途対象物    | 90    | 11   | 101   |
| 17    |   | 重要文化財                | 108   | 2    | 110   |
| 18    |   | 延長 50 メートル以上のアーケード   | 4     |      | 4     |
| 計     |   |                      | 4,724 | 929  | 5,653 |

②危険物施設設置状況

(H22. 4. 1 現在)

| 製造所等の別 |       | 砺波広域圏 | 小 矢 部 市 | 計     |
|--------|-------|-------|---------|-------|
| 製造所    |       |       |         |       |
| 貯蔵所    | 屋内    | 98    | 17      | 115   |
|        | 屋外タンク | 71    | 40      | 111   |
|        | 屋内タンク | 11    | 3       | 14    |
|        | 地下タンク | 279   | 81      | 360   |
|        | 簡易タンク | 8     | 2       | 10    |
|        | 移動タンク | 126   | 47      | 173   |
|        | 屋外    | 10    |         | 10    |
| 給油     | 営業用   | 47    | 18      | 65    |
|        | 自家用   | 37    | 14      | 51    |
| 販売     |       |       |         |       |
| 一般     |       | 78    | 26      | 104   |
| 計      |       | 765   | 248     | 1,013 |

③危険物施設の許可・検査・届出状況

| 製造所等の別 |       | 砺波広域圏 |    |      |    |    | 小 矢 部 市 |    |      |    |    |
|--------|-------|-------|----|------|----|----|---------|----|------|----|----|
|        |       | 許可申請  |    | 完成検査 |    | 廃止 | 許可申請    |    | 完成検査 |    | 廃止 |
|        |       | 設置    | 変更 | 設置   | 変更 |    | 設置      | 変更 | 設置   | 変更 |    |
| 製造所    |       |       |    |      |    |    |         |    |      |    |    |
| 貯蔵所    | 屋内    | 2     |    | 1    |    | 2  | 1       |    | 1    |    | 1  |
|        | 屋外タンク | 1     |    | 1    |    |    |         | 2  |      | 1  |    |
|        | 屋内タンク |       |    |      |    |    |         |    |      |    |    |
|        | 地下タンク | 1     | 1  | 2    | 1  | 12 |         | 1  |      | 1  | 4  |
|        | 簡易タンク |       |    |      |    | 3  |         |    |      |    | 2  |
|        | 移動タンク | 1     | 10 | 1    | 11 | 5  | 1       | 2  | 1    | 2  | 3  |
|        | 屋外    |       |    |      |    | 1  |         |    |      |    |    |
| 給油     | 営業用   | 11    | 4  | 1    | 4  | 4  |         | 2  |      | 4  | 3  |
|        | 自家用   |       |    |      |    | 2  |         |    |      |    |    |
| 販売     |       |       |    |      |    |    |         |    |      |    |    |
| 一般     |       | 3     | 1  | 2    |    | 2  |         |    |      |    | 2  |
| 計      |       | 19    | 16 | 8    | 16 | 31 | 2       | 7  | 2    | 8  | 15 |

## (4) 警防関係

## ①消防車両配置状況

| 所 属               | 無線指揮車 | 査察車 | 資材車 | 連絡車 | 水槽付消防ポンプ自動車 | 化学消防自動車 | 普通消防ポンプ自動車 | はしご付消防ポンプ自動車 | 小型動力ポンプ付水槽車 | 救助工作車 | 高規格救急車 | 救急車 | 広報車 | 資材搬送車 | 指令車 | 赤バイ | 計  |
|-------------------|-------|-----|-----|-----|-------------|---------|------------|--------------|-------------|-------|--------|-----|-----|-------|-----|-----|----|
| 砺波広域圏消防本部         | 1     | 1   |     | 1   |             |         |            |              |             |       |        |     |     | 1     |     |     | 4  |
| 砺波消防署             |       |     | 1   |     | 1           |         | 1          | 1            | 1           | 1     | 2      |     | 1   |       | 1   | 1   | 11 |
| 庄東出張所             |       |     |     |     | 1           |         |            |              |             |       | 1      |     |     |       | 1   |     | 3  |
| 南砺消防署             |       | 2   | 1   |     | 1           |         | 1          | 1            |             | 1     | 1      |     |     |       | 1   | 2   | 11 |
| 福野分署              |       |     |     |     |             | 1       | 1          |              |             |       | 1      |     |     |       | 1   |     | 4  |
| 城端出張所             |       |     |     |     | 1           |         |            |              |             |       | 1      |     |     |       | 1   |     | 3  |
| 井波庄川出張所           |       | 1   |     |     | 1           |         |            |              |             |       | 1      |     |     |       |     |     | 3  |
| 五箇山出張所            |       |     |     |     |             |         | 1          |              |             |       | 1      |     |     |       | 1   |     | 3  |
| 利賀分遣所             |       |     |     |     |             |         |            |              |             |       |        | 1   |     |       |     |     | 1  |
| 小矢部市消防本部及び小矢部市消防署 |       |     |     |     | 1           |         | 2          | 1            |             | 1     | 1      |     |     | 1     | 2   |     | 9  |
| 津沢出張所             |       |     |     |     |             |         | 1          |              |             |       | 1      |     |     |       | 1   |     | 3  |
| 計                 | 1     | 4   | 2   | 1   | 6           | 1       | 7          | 3            | 1           | 3     | 10     | 1   | 1   | 2     | 9   | 3   | 55 |

## ②火災概要

| 区 分   | 種 別 | 砺 波 広 域 圏 |         |    | 小 矢 部 市 |         |    |
|-------|-----|-----------|---------|----|---------|---------|----|
|       |     | 平成 21 年   | 平成 20 年 | 増減 | 平成 21 年 | 平成 20 年 | 増減 |
| 火災件数  | 建 物 | 12        | 14      | △2 | 6       | 4       | 2  |
|       | 林 野 | 4         |         | 4  | 2       |         | 2  |
|       | 車 両 | 3         | 4       | △1 |         | 4       | △4 |
|       | その他 | 2         | 1       | 1  |         | 1       | △1 |
| 罹 災   | 世帯数 | 13        | 11      | 2  | 3       | 2       | 1  |
|       | 人 員 | 35        | 34      | 1  | 7       | 6       | 1  |
| 死 傷 者 | 死 者 | 7         | 3       | 4  | 2       | 1       | 1  |
|       | 負傷者 | 8         | 2       | 6  | 3       | 1       | 1  |

### ③救急出場

| 区 分       |     | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 |
|-----------|-----|---------|---------|---------|
| 砺波広域圏消防本部 | 件 数 | 2,798   | 2,907   | 2,885   |
|           | 人 員 | 2,690   | 2,794   | 2,752   |
| 小矢部市消防本部  | 件 数 | 894     | 827     | 810     |
|           | 人 員 | 884     | 808     | 754     |

### ④救助概要

| 区 分       |      | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 |
|-----------|------|---------|---------|---------|
| 砺波広域圏消防本部 | 出場件数 | 65      | 57      | 63      |
|           | 活動件数 | 56      | 34      | 34      |
|           | 救助人員 | 82      | 34      | 27      |
| 小矢部市消防本部  | 出場件数 | 19      | 17      | 17      |
|           | 活動件数 | 13      | 8       | 11      |
|           | 救助人員 | 14      | 8       | 12      |

## 3 消防広域化の必要性

### (1) 消防を取巻く環境の変化

#### ①災害や事故の多様化及び大規模化

近年の災害や事故は、多様化及び大規模化の傾向にあります。新潟県中越地震(H16.10)や中越沖地震(H19.7)及び石川県能登半島地震(H19.3)などの地震災害、南砺市に大きな被害を与えた豪雨災害(H20.7)、南砺市吉見地内で多数の死傷者を出した火災(H21.1)など、県内外を問わず人命や財産に大きな被害をもたらした事例が顕著となっています。

このような大規模な災害や事故が発生した場合には、一度に多数の部隊や資機材の投入、さらには高度な資機材も必要となり、小規模な消防本部では対応が難しい状況となっています。

#### ②人口減少時代への突入と高齢化率の上昇

日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じており、今後も少子化の進行により、将来人口は減少すると予想されています。3市においても、平成17年の国勢調査人口は合計141,102人で、前回平成12年国政調査人口合計142,899人から1,797人減少と、数値にも表れています。

また、3市の平成17年国勢調査による65歳以上の高齢者人口の割合は25.9%で、富山県の23.2%を上回る水準となっています。

一方、富山県の平成17年合計特殊出生率は1.33(国1.25)で、人口を維持するに必要とされる2.08を大きく下回っています。

### (2) 消防広域化のメリット

#### ①迅速で効率的な出動による住民サービスの向上

広域化によって、消防本部が保有する部隊数が増えるため、初動出動台数の確保や第2次出動体制を充実させることができるとともに、統一的な指揮の下、迅速で効率的な災害対応が可能となります。

## ②職員の専任化・高度化

消防吏員総数が増加することによって、近年高度化している予防業務や救急業務に係る担当職員の専任化を進めることができ、より質の高い消防サービスの提供が可能になります。

## ③財政・組織面での消防体制の基盤強化

広域化によって財政基盤が安定するため、小規模な消防本部では整備が困難であった高度・特殊車両や高機能の指令センターの計画的な整備が可能になります。

また、職員数が増加することによって、人員のローテーションが容易になることや、職員の年齢構成の偏りからくる職務経験の不足や単線的な昇進ルートが解消されること、高度で専門的な研修への職員の派遣が可能になることなど、組織管理の観点からも多くのメリットが期待できます。



## 第2章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

### 1 組織

#### (1) 組合の組織

統合方式は組合方式（一部事務組合）とし、「砺波地域消防組合」を砺波市、小矢部市及び南砺市で新たに設立します。

#### (2) 消防本部

##### ①名称

消防本部の名称は、「砺波地域消防組合消防本部」とします。

##### ②位置

富山県砺波市大辻501番地（現在の砺波広域圏消防本部の位置）とします。

##### ③組織

| 課 名   | 係 名 等          |
|-------|----------------|
| 総 務 課 | 総務係、職員係、企画管財係  |
| 予 防 課 | 予防係、指導係、危険物係   |
| 警 防 課 | 警防係、救急係        |
| 通信指令課 | 第1当務、第2当務、第3当務 |

##### ※会計管理者の補助組織

| 課 名   | 係 名 |
|-------|-----|
| 会 計 課 | 会計係 |

#### (3) 消防署

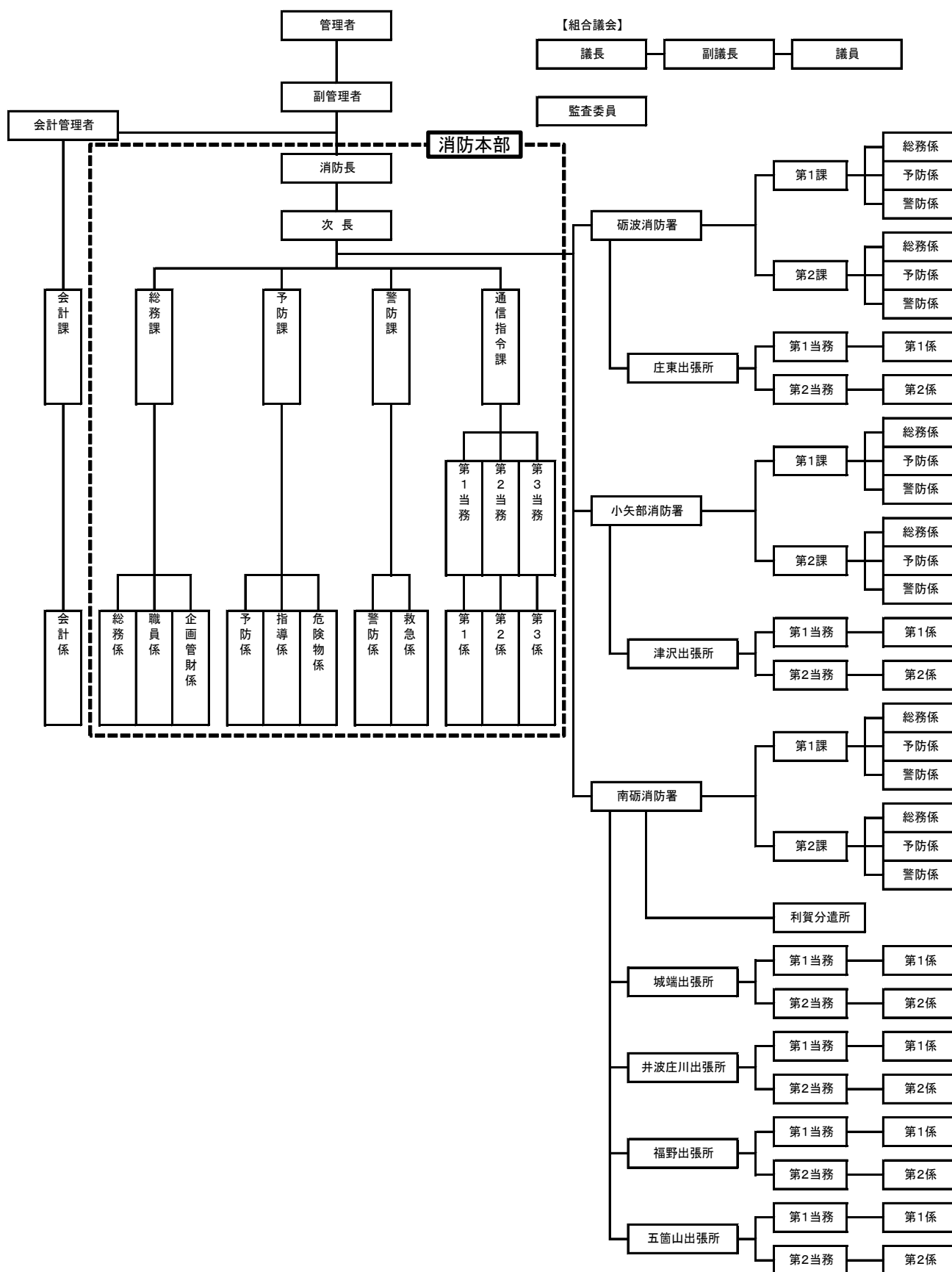
##### ①消防署の名称・位置・管轄区域

| 名 称            | 位 置         | 管 轄 区 域 |
|----------------|-------------|---------|
| 砺波地域消防組合砺波消防署  | 砺波市大辻501番地  | 砺波市の区域  |
| 砺波地域消防組合小矢部消防署 | 小矢部市泉町2番37号 | 小矢部市の区域 |
| 砺波地域消防組合南砺消防署  | 南砺市天神242番地  | 南砺市の区域  |

##### ②出張所及び分遣所の名称・位置・担当区域

| 名 称                  | 位 置           | 担当区域                  |
|----------------------|---------------|-----------------------|
| 砺波地域消防組合砺波消防署庄東出張所   | 砺波市頼成614番3    | 別<br>に<br>定<br>め<br>る |
| 砺波地域消防組合小矢部消防署津沢出張所  | 小矢部市岩武921番地   |                       |
| 砺波地域消防組合南砺消防署城端出張所   | 南砺市城端2131番地   |                       |
| 砺波地域消防組合南砺消防署井波庄川出張所 | 南砺市山斐95番地     |                       |
| 砺波地域消防組合南砺消防署福野出張所   | 南砺市苗島4868番地   |                       |
| 砺波地域消防組合南砺消防署五箇山出張所  | 南砺市上平細島1129番地 |                       |
| 砺波地域消防組合南砺消防署利賀分遣所   | 南砺市利賀村171番地   |                       |

砺波地域消防組合組織図



## 本部、署所の概要

### 砺波地域消防組合消防本部

住所 砺波市大辻501番地

TEL 0763-32-4957

Fax 0763-32-2081

開設 平成10年4月1日



### 砺波消防署

住所 砺波市大辻501番地

TEL 0763-33-0119

Fax 0763-32-2081

管轄区域 砺波市

竣工 昭和48年6月（平成11年1月増改築）

建物延床面積 2,428.23㎡（消防本部含む）

総敷地面積 3,808.94㎡（消防本部含む）



### 小矢部消防署

住所 小矢部市泉町2番37号 TEL 0766-67-0119 Fax 0766-67-5108

管轄区域 小矢部市

竣工 平成12年3月

建物延床面積 2,633.64㎡

総敷地面積 5,011.11㎡



### 南砺消防署

住所 南砺市天神242番地 TEL 0763-52-0119 Fax 0763-52-4496

管轄区域 南砺市

竣工 平成57年3月

建物延床面積 1,706.73㎡

総敷地面積 3,959.99㎡



### 砺波消防署庄東出張所

住所 砺波市614番地3 TEL 0763-37-0119 Fax 0763-37-0139

竣工 平成21年9月

建物延床面積 325.41㎡

総敷地面積 1,139.07㎡



### 小矢部消防署津沢出張所

住所 小矢部市岩武921番地 TEL 0766-61-2272 Fax 0766-61-4799

竣工 昭和52年4月

建物延床面積 369.66㎡

総敷地面積 502.00㎡



### 南砺消防署城端出張所

住所 南砺市城端2131番地 TEL 0763-62-0119 Fax 0763-62-3991

竣工 昭和51年12月

建物延床面積 823.44㎡

総敷地面積 1,555.66㎡



### 南砺消防署井波庄川出張所

住所 南砺市山斐95番地 TEL 0763-82-0119 Fax 0763-82-6604

竣工 昭和52年11月

建物延床面積 1,188.91㎡

総敷地面積 3,415.00㎡





### 南砺消防署福野出張所

住所 南砺市苗島4868番地 TEL 0763-22-0119 Fax 0763-22-3484

竣 工 昭和50年 6 月

建物延床面積 1,289.00㎡

総敷地面積 1,298.40㎡



### 南砺消防署五箇山出張所

住所 南砺市上平細島1129番地 TEL 0763-67-8119 Fax 0763-67-8114

竣 工 平成11年 9 月

建物延床面積 405.32㎡

総敷地面積 740.40㎡



### 南砺消防署利賀分遣所

住所 南砺市利賀村171番地  
(利賀行政センター内)

TEL 0763-68-2111

設 置 平成11年 4 月



#### (4) 人員配置及び採用計画

##### ①職員定数

合併時の職員定数は、合併前の両消防本部職員定数合計の186名とします。今後、署所の再編に伴う消防施設整備計画や社会情勢及び地域経済状況等の変化に対応し、適正な消防力を維持できるよう適切に管理していきます。

##### ②人員配置

消防力適正配置調査結果を踏まえ、消防本部及び署所に適正に人員を配置します。

##### ③採用計画

適正な消防力を確保するため、職員採用計画を策定し、実施します。

#### (5) 教育、訓練、研修

社会情勢の変化や地域状況に的確に対応していくため、より専門性の高い研修をととして、消防吏員個々の能力を高めることにより、全体的な消防力の向上を目指します。

##### ①教育

県消防学校において、消防吏員としての資質向上を図るため、必要な教育を受けさせます。

- ・ 初任教育 新規採用消防吏員を対象
- ・ 専科教育 現任消防吏員を対象とし、専門的で高度な技能・技術を修得
- ・ 幹部教育 幹部吏員を対象とし、業務遂行や組織管理運営能力を習得

##### ②訓練

災害発生時に、効果的かつ的確な消防活動が実施できるように、消防訓練を行います。また、通常の火災に加え、大規模災害や特殊災害に対処できるよう、災害対応能力の向上を図ります。

##### ③研修

消防大学校、県消防学校等への派遣を実施します。

また、予防、警防及び救急等独自の研修も併せて実施します。

#### (6) 貸与物品

消防吏員に対し、その職務の遂行に必要な物品を貸与します。物品を貸与された消防吏員は、善良な管理者として十分注意して、使用及び保管するものとします。

## 2 合併期日

平成23年4月1日とします。

## 3 職員の処遇等

### (1) 身分



合併時の砺波広域圏事務組合消防吏員及び小矢部市消防吏員は、砺波地域消防組合消防吏員として引き継ぎます。

また、平成23年度に採用予定の両消防本部消防吏員も、同様とします。

## (2) 給与

消防組合の円滑な運営を図り、また、職員の意欲を減退させないように、公平で適正な給与を担保します。なお、合併時において給料調整は原則行わないものとします。

## (3) 消防吏員の階級

消防組織法に基づき消防庁長官が定める「消防吏員の階級基準」に基づき、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長及び消防士とします。

# 4 経費及び財産

## (1) 経費

### ①経常的経費

3市が、基準財政需要額割を基本に負担します。なお、財政状況が厳しいことから、消防力を維持しながらも、経費の削減に努めていきます。

### ②臨時的経費

庁舎建設、大規模修繕等に係る経費については次のとおりとします。

#### ・消防本部

3市が、協議により負担します。

#### ・署所

用地の確保、当該費用及び庁舎建設経費等は当該市が負担します。但し、用地が2市以上に該当する場合、又は建設署所の担当区域が2市以上に該当する場合は、該当市との協議により庁舎建設経費等を該当市がそれぞれ負担します。

### ③起債償還経費

#### ・合併前の借入分

砺波地域消防組合が承継します。但し、小矢部市分については小矢部市が、砺波広域圏事務組合分は砺波市・南砺市の基準財政需要額割により負担します。

#### ・合併後の借入分

消防本部建設等については、3市が協議により負担します。車両等の購入については、3市が基準財政需要額割により負担します。

## (2) 財産

消防本部、署所の用地は、該当市が砺波地域消防組合へ無償貸与するものとします。

消防本部及び署所庁舎並びに車両等の施設設備は、当該施設設備を所有する砺波広域圏事務組合又は小矢部市が砺波地域消防組合へ無償譲渡するものとします。

消防水利施設は、該当市の財産とします。

## 5 庁舎・車両・資機材の整備等

### (1) 消防施設整備計画

南砺市管内では、町村合併前に設置した旧町単位の消防署を署所として存続させてきました。しかしながら、近年顕著化している大規模災害に対しては、人員や車両資機材を分散配置するよりも、これらを集約し、機動的な部隊運用を行う方が有効なことは明らかなです。また、町村合併の成果として旧町村間の垣根がなくなってきたこと、道路等のインフラ整備が進んだことや、施設の老朽化や耐震化の必要性等により、署所の統合を検討しています。長引く景気低迷による厳しい財政状況の中、現状の署所配置を維持しながら署所をすべて新改築することが困難であることも一因となっています。ついては、南砺市管内の南砺消防署、福野出張所、城端出張所、井波庄川出張所を集約・統合し対応していきます。新しい署所の位置については、統合のメリットを最大限に活かしつつ、消防力の希薄な地域が最小限となり、住民の不安感を招かないよう検討していきます。なお、井波庄川出張所は、砺波市庄川地域も担当区域としていることから、この点も十分勘案します。

また、小矢部消防署津沢出張所については、その位置が砺波市及び南砺市に近く、広域化に伴い担当区域が大きくなることから、消防力の整備指針に則りその機能を充実させるため、将来増改築等を見込んでいます。

署所に配置する車両（消防ポンプ自動車、救急自動車、救助工作車、はしご車等）については、管内全域の消防力を維持するため、合併時において現状配置を基本とします。なお、署所の統合に際しては、消防力の充実強化を図るためより適正で効果的な車両配置、運用を図ります。

### (2) 通信施設

消防の広域化による機動力の向上、高品質な消防サービスの提供等のメリットを最大限に発揮するためには、緊急通報等を一元管理することが不可欠で、通信施設を統合する必要があります。

そこで、現砺波広域圏消防本部で稼働している通信施設設備を拡充して、小矢部市消防本部管轄を併せてカバーすることにより、広域化に伴う臨時的経費を最小限に抑えます。また、通信回線については、災害等にも比較的強い光通信網やCATV網を使用し、高速性・安定性を確保します。

今後、近隣又は県内各消防本部との通信指令業務の共同運用について、研究検討していきます。この通信指令業務の共同運用により、中小規模消防本部では十分対応できない大規模災害や同時発生火災、連続火災等に対し迅速な対応が可能となること、はしご車や化学車等の特殊機能車両の効率的な運用が可能になること、消防本部境界付近での災害により迅速な対応が図れるようになること等の消防力の強化の面、また、行財政的には、指令センターを効率的に運用できること、機器の整

備等の臨時的経費や機器の保守委託、通信運搬費等の維持管理経費が単独で行うよりも削減できる等の効果が期待できるものです。

なお、砺波広域圏消防本部で現在稼働中の消防救急無線はアナログ方式ですが、平成28年5月末までにデジタル化することが求められています。しかしながら、㊦デジタル化移行には多大な経費がかかること、㊧近隣の消防本部ではデジタル化が進んでいないこと、㊨デジタル方式とアナログ方式では互換性がなく、㊩大規模災害時の広域応援の際には両方式の無線機を搭載・併用する必要があること等から、県内外のデジタル化進捗状況を見守りつつ、当面現行のアナログ方式を継続使用します。

### 第3章 構成市の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

#### 1 消防団等との連携確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うことから、消防広域化の対象とされず、消防力の整備指針に基づき、一市町村に一団を置くものとされています。

よって、消防本部の合併後も構成市の消防団との緊密な連携を確保するため、次のような方策を採っていきます。

- ・消防団、消防本部及び署所の職員等で構成する砺波地域消防連絡会を設置し、定例的に情報交換する。
- ・各消防団の訓練・教育等については、担当区域の署所が担当する。
- ・幼年、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ等についても、担当区域の署所が担当する。
- ・消防団運営に係る非常備消防費の予算執行については、管轄する署が事務を担当する。

#### 2 構成市防災・国民保護担当部局との連携確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という基本的で、かつ重要な業務であることから、また、関係機関や部局が多方面に亘るため、これら全体を総合的に遂行する必要があります。

よって、消防本部と構成市の防災・国民保護担当部局との緊密な連携を確保するため、次のような方策を採っていきます。

- ・3市長、各市危機管理担当職員、消防長及び消防署長等による協議会を設置する。
- ・各市と当該市の区域に存する消防署所との連携確保のため、定例的に連絡会議を開催する。
- ・各市の災害対策本部へ当該市の区域に存する消防署所の消防職員を派遣する。
- ・総合的な合同防災訓練を実施する。
- ・防災・国民保護担当部局と消防本部の情報通信手段を充実し、24時間連絡体制を強化する。

## 第4章 砺波地域消防組合の将来像

社会環境の変化が、短時間にかつその幅が大きくなってきており、消防を取り巻く環境も例外ではありません。

高齢化の進行、とりわけ砺波地域の高齢化率が上昇していることや、高齢者の独り暮らし又は高齢者のみの世帯の増加、景気悪化や雇用不安による経済的不安定感、地域社会の連携の弱体化による家族の孤立化等の不安定要素が多くなっていることなどを背景に救急の要請が増加し、また多様化することが懸念されるとともに、その特殊性や専門性が求められることは十分推測されます。

加えて、少子化の進展により、消防団員の継続的な確保にも大きな不安があります。

このように、不確定な要素や不安材料もありますが、社会的、経済的要因によって変化する消防需要に的確に対応し、住民の安全と安心を確保するという消防本来の責務を全うしていくために、高規格資機材を整備し強化していくとともに、一層の創意工夫を凝らして組織の活性化を図り、また、消防団や地域住民と緊密な連携を採っていくことにより、地域住民の期待と信頼に応えられる消防組合を目指していきます。